

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	DB11-9 r. 5. 0
提出年月日	令和4年10月28日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第11条 安全避難通路等

令和4年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>比較結果等を取りまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり (比較表相違理由欄参照)</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要			
2-1)設備、運用又は体制の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
作業用照明（非常用照明，直流照明兼非常用照明及び直流照明） 非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線，直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用），並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し，非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。	作業用照明（運転保安灯及び無停電運転保安灯） 運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し，非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。 無停電運転保安灯は専用の内蔵電池を備える設計とする。	設備の相違 ・女川は，作業用照明のうち非常用照明は内蔵電池から受電，直流照明兼非常用照明及び直流照明はプラント設備の蓄電池から給電し，全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計。 ・泊は，専用の内蔵電池を備えた無停電運転保安灯により，全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計。	
所内高圧系統より，緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。	1号機又は2号機の所内高圧系統又は所内低圧系統より，緊急時対策所内の照明設備へ給電する。	設備の相違 設備構成の相違による電源構成の相違。	
中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は，常用母線又は非常用母線から給電する。	中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は，非常用母線から給電する。	設備の相違 設備構成の相違による電源構成の相違。	
メタルクラッド開閉装置の所内高圧系統から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。	1号機又は2号機の所内高圧系統又は所内低圧系統のメタルクラッド開閉装置から緊急時対策所内の照明設備へ給電する。	設備の相違 設備構成の相違による電源構成の相違。	
作業用照明が必要となる作業場所の抽出、現場操作の確認結果。	作業用照明が必要となる作業場所の抽出、現場操作の確認結果。	設備の相違。 炉型の違いによる必要な作業場所抽出結果の相違であるが，抽出の考え方は2.1項と同様である。 現場操作の確認結果についても炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが，必要な現場操作の考え方は同様である。	
直流照明兼非常用照明又は直流照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。	無停電運転保安灯は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまで（約25分間に余裕を考慮し30分～2時間）においても点灯できるように専用の内蔵電池から電力を供給できる設計とする。	設備の相違。 ・女川の蓄電池（非常用）は，SA兼用であるため24時間供給可能。 ・泊の専用の内蔵電池は，2時間がカタログ性能値であり保証値は30分である。	
緊急時対策建屋内に作業用照明を確保。	緊急時対策所内に室内照明を確保。	設備の相違 ・女川は作業用照明のうち，非常用照明を設置。 ・泊の室内照明は無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えている。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
2-2)記載箇所、記載内容の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
(記載なし。)	作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。	記載内容の相違 作業用照明の補修担当者へ保守管理に関する教育を行う。	
(記載なし。)	可搬型照明の使用に関する教育・訓練を行う。	記載内容相違 初動操作を行う運転員、緊急時対策所で作業を行う初動対応要員及び参集要員に対し、使用方法・保管場所の教育を行う。	
2-3)記載表現、設備名称の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
中央制御室外原子炉停止操作盤	中央制御室外原子炉停止盤	設備名称の相違。	
常設代替交流電源設備	交流動力電源設備	設備名称の相違。	
計測制御電源室	安全補機開閉器室	設備名称の相違。	
現場機器室	主蒸気管室	設備名称の相違。	
事務建屋	総合管理事務所	設備名称の相違。	
高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機室	(記載なし。)	設備名称の相違。 PWR設備外。	
発電所対策本部要員	初動対応要員	記載表現の相違。	
重大事故等対応要員	参集要員	記載表現の相違。	
緊急時対策建屋	緊急時対策所	設備名称の相違。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第11条：安全避難通路等について <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 作業用照明について</p> <p>2.3 可搬型照明について</p> <p>(別添資料1) 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>(別添資料2) 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料3) 安全避難通路等</p>	<p>第11条：安全避難通路等について <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.4 気象等</p> <p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <p>4. 別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p>第11条：安全避難通路等について <目次></p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.4 気象等</p> <p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <p>4. 技術的能力説明資料 (別添資料1) 安全避難通路等</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■資料名の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>		<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																		
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（第1表）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（第1表）。</p>																			
<p>表1 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項</p> <table border="1" data-bbox="129 279 551 1444"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th>技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>変更なし 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項	<p>表1表 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項</p> <table border="1" data-bbox="763 279 1279 1109"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th>技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>変更なし 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項	<p>表1表 設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条 要求事項</p> <table border="1" data-bbox="1400 311 1906 1109"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th>技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</td> <td>変更なし 追加要求事項</td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項	
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項																			
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項																			
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし 追加要求事項																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>また、新規制基準対応に伴い、新たに耐火壁及び防火扉を設ける場所については、新たな配置に応じた安全避難通路を確保するとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明を設置する設計とする。</p> <p>なお、新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について、別紙1に示す。</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>また、新規制基準対応に伴い、新たに耐火壁及び防火扉を設ける場所については、新たな配置に応じた安全避難通路を確保するとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明を設置する設計とする。</p> <p>なお、新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について、別紙1に示す。</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える作業用照明を設ける設計とする。</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合や、作業用照明電源の枯渇後の対応等仮設照明の準備に時間的余裕がある場合には、可搬型照明も活用する。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-11-13~15)(2.2:P2-11-16~22)(2.3:P2-11-23,24)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P2-11-13~15)】</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する設計とする。</p> <p>非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）、並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料(2.11条-7~31)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.11 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故が発生した場合に用いる照明を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料(2.11条-7~31)】</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する設計とする。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>無停電運転保安灯は、専用の内蔵電池を備える設計とする。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料(2.1:P11条-8~21)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.11 避難通路、照明、通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対応用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1:P11条-8~21)】</p>	<p>■設備の相違</p> <p>(設備名：作業用照明)</p> <p>泊は、専用の内蔵電池を備えた無停電運転保安灯により、全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計としている。</p> <p>女川は、作業用照明のうち非常用照明は内蔵蓄電池から受電、直流照明兼非常用照明及び直流照明はプラント設備の蓄電池から受電し、全交流電源喪失時でも照明を確保する設計としている。</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>(女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載範囲の相違</p> <p>女川は通信連絡設備の該当条文中に記載している。泊は既許可記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>発電用原子炉施設の建屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要照明として、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>発電用原子炉施設の建屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要照明として、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p>	<p>■設備の相違。 (設備名：作業用照明)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>作業用照明は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。この作業用照明は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルート（以下「中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等」という。）に設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13~15）（2.2:P2-11-16~22）】</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能である。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室等に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13~15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（3日以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13~15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要となる操作を行う中央制御室外原子炉停止操作室等に設置する。</p> <p>また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び計測制御電源室等に設置する。直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、事務建屋）に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.11条-7~31）】</p> <p>1.4 気象等 該当なし</p>	<p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう、非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>無停電運転保安灯は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルート（以下「中央制御室、主蒸気管室及びアクセスルート等」という。）に設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P11条-8~17）（2.2:P11条-16~21）】</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、総合管理事務所）に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P11条-8~21）】</p> <p>1.4 気象等 該当なし</p>	<p>■設備の相違 （設備名：作業用照明） ■設備名称の相違 女川：原子炉停止操作室 泊：原子炉停止盤 女川：常設代替交流電源設備 泊：交流動力電源設備 女川：計測制御電源室 泊：安全補機開閉器室 大飯：主蒸気・主給水管室 泊：主蒸気管室</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映） ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■設備の相違 大飯はディーゼル発電機の燃料を、燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料貯蔵タンクに燃料を輸送するために可搬型照明を使用。 女川と泊には同様の設備はない。</p> <p>【大飯】 ■項目番号の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>1.4 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.11 安全避難通路等 10.11.1 概要 照明用電源は、所内低圧系より、原子炉格納容器（アニュラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、タービン建屋内及び水中照明設備（以下「建屋内等の照明設備」という。）へ給電する。</p> <p>中央制御室及び避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、避難通路を確保するために蓄電池内蔵型の非常灯及び誘導灯を設ける。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。作業用照明は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。作業用照明の配置場所の概要については第10.11.1図及び第10.11.2図に示す。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>また、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P2-11-23,24）】</p>	<p>1.5 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.11 安全避難通路等 10.11.1 概要 照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、所内高圧系統より、緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。</p> <p>【説明資料（2.2:11条-11～12）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。 非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.2:11条-9～29）】</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。 上記以外で、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.2:11条-30～31）】</p>	<p>1.5 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.11 安全避難通路等 10.11.1 概要 照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内（原子炉格納容及びアニュラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、燃料取扱棟内、タービン建屋内及び水中照明設備へ給電する。</p> <p>また、1号機又は2号機の所内高圧系統又は所内低圧系統より、緊急時対策所内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する。 運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用高圧母線又は非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を給電できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は専用の内蔵電池を備える設計とする。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。 上記以外で、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P11条-22,23）】</p>	<p>【大飯】 ■項目番号の相違</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川の記載に統一） 【女川】 ■設備の相違。 設備構成の相違による電源構成の相違。 【女川】 ■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 設備構成の相違による電源構成の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>10.11.2 設計方針 安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。 【説明資料（2.1:P2-11-13～15）】</p> <p>10.11.3 主要設備 10.11.3.1 照明設備 照明用電源は、パワーセンタ、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び所内コントロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室、避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、居室、避難通路に設置される非常灯及び誘導灯は、全交流動力電源喪失時に内蔵の蓄電池から給電する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。 【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により30分間以上点灯を継続する。</p>	<p>10.11.2 設計方針 安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。 【説明資料（2.2:11条-11～12）（別紙1）】</p> <p>10.11.3 主要設備 10.11.3.1 照明設備 照明用電源は、モータコントロールセンタ等の所内低圧系統から原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、メタルクラッド開閉装置の所内高圧系統から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。 【説明資料（2.2:11条-11～12）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。 【説明資料（2.2:11条-9～29）】</p> <p>非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>10.11.2 設計方針 安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。 【説明資料（2.2:P11条-16）（別紙1）】</p> <p>10.11.3 主要設備 10.11.3.1 照明設備 照明用電源は、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び定検用コントロールセンタから原子炉建屋内、タービン建屋内及び原子炉補助建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、1号機又は2号機の所内高圧系統又は所内低圧系統のメタルクラッド開閉装置から緊急時対策所内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵電池から給電する。 【説明資料（2.2:11条-16）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する。 【説明資料（2.2:P11条-16～18）】</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 設備構成の相違による電源構成の相違。 【女川】 ■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 設備構成の相違による電源構成の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一） 【女川】 ■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>この作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等の照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>また、設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が滞在する中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室、事務所に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（3日以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p>	<p>直流照明兼非常用照明及び直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能なように蓄電池（非常用）からの電力を供給できる設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は非常用低圧母線からの給電により充電状態で待機する設計とする。</p> <p>これらの作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる場所及びアクセスルートの照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、緊急時対策所における全交流動力電源喪失時における緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、以下のとおりに配備する。</p> <p>（1）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務建屋に配備する。</p> <p>（2）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.2:11条-30～31）】</p>	<p>無停電運転保安灯は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、点灯可能なように専用の内蔵電池からの電力を供給できる設計とする。</p> <p>専用の内蔵電池は非常用母線からの給電により充電状態で待機する設計とする。</p> <p>これらの作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる場所及びアクセスルートの照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、緊急時対策所における全交流動力電源喪失時における緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、以下のとおりに配備する。</p> <p>（1）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、初動対応要員及び参集要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務所に配備する。</p> <p>（2）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に初動対応要員及び参集要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.3:P11条-22,23）】</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映） 【女川】 ■設備の相違 （設備名：作業用照明） 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一）</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 （女川実績の反映）</p> <p>■要員名称の相違 ■設備名称の相違</p> <p>■要員名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 （女川に記載統一）</p> <p>【大飯】 ■設備の相違 大飯はディーゼル発電機の燃料を、燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料貯蔵タンクに燃料を輸送するために可搬型照明を使用。 女川と泊には同様の設備はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>10.11.4手順等</p> <p>(1) 可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるように必要数を保管管理する。</p> <p>(2) 可搬型照明及び作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(3) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(4) 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (P2-11-41~43)】</p>	<p>10.11.4 手順等 安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め適切な管理を行う。</p> <p>(1) 非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、外観検査及び性能検査を行う。</p> <p>(2) 可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。</p> <p>(3) 可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p>	<p>10.11.4 手順等 安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め適切な管理を行う。</p> <p>(1) 運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外観検査及び性能検査を行う。</p> <p>(2) 可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。</p> <p>(3) 可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p> <p>(4) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(5) 可搬型照明の使用に関する教育・訓練を行う。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料 (P11 条-7)】</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違 (設備名：作業用照明)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■記載の充実（大飯参照）</p> <p>【女川】 ■記載の充実（大飯参照）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。</p> <p>表1-1、1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合とは、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気・主給水管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）は、中央制御室以外では主蒸気・主給水管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する（「表1 作業用照明の主な設置箇所」の下線部）。</p> <p>また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室ならびに安全系の計装盤等が配置されている1次系継電器室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室、全交流動力電源喪失発生時におけるプラント冷却操作に必要なタービン動補助給水ポンプ室及びこれらへのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としており、上記の設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）の設置範囲より拡大して設置する方針としている。</p> <p>なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所、及び安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出し、第2.1-1表のとおり、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、現場機器室、緊急時対策所及び現場機器室へのアクセスルートに、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な運転員の操作ならびに作業場所については、原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」をもとに第2.1-1表及び第2.1-2表に整理し、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業に関しては、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所の結果を含め第2.1-1図のとおり抽出し、第2.1-3表のとおり発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視の操作が必要となる中央制御室ならびに安全補機開閉室、蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気管室）であることから、中央制御室以外では主蒸気管室及び安全補機開閉器室等へのアクセスルートに、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>第2.1-2図に、作業用照明設置場所の概要図を示す。</p> <p style="text-align: center;">第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																											
<p>表1-1 「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内反応度又は出力分布の異常な変化</td> <td>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な変化</td> <td>運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却系の停止ループの誤起動 外部電源喪失</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉内反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合	中央制御室	原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却系の停止ループの誤起動 外部電源喪失	中央制御室		<p>第2-1-1表 「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化</td> <td>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td> <td>運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却材系の停止ループの誤作動 外部電源喪失</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合	中央制御室	原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却材系の停止ループの誤作動 外部電源喪失	中央制御室	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室	<p>【女川】 ■記載の充実（大飯参照）</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
炉内反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合	中央制御室																												
原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室																												
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却系の停止ループの誤起動 外部電源喪失	中央制御室																												
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き 出力運転中の制御棒の異常な引き抜き 制御棒の落下及び不整合	中央制御室																												
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室																												
炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	原子炉冷却材流量の部分喪失 原子炉冷却材系の停止ループの誤作動 外部電源喪失	中央制御室																												
主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過度変化は安全に終了できる。	中央制御室																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				差異理由	
	項目	事故対応に必要な操作	作業場所										
	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室										
	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失	主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	原子炉冷却材系の異常な減圧	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	項目	事故対応に必要な操作	作業場所										
	炉心内の熱発生又は熱除去の異常な変化	蒸気負荷の異常な増加 手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室										
	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失 主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	原子炉冷却材系の異常な減圧	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室										
	出力運転中の非常用炉心冷却系の誤作動	原子炉トリップを伴わずに非常用炉心冷却設備のみが誤作動する場合でも、原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。	中央制御室										
													【女川】 ■記載の充実（大飯参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																											
<p style="text-align: center;">表1-2 「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="94 172 667 826"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室		<p style="text-align: center;">第2.1-2表 「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="1348 188 1944 1050"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>主給水管破断</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることなく事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることなく事故は安全に終止できる。	中央制御室	<p>【女川】 ■記載の充実（大飯参照）</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																												
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材流量の喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室																												
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室																												
主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることなく事故は安全に終止できる。	中央制御室																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				差異理由		
	項目	事故対応に必要な操作	作業場所						項目	事故対応に必要な操作	作業場所		【女川】 ■記載の充実（大飯参照）	
	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力パウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終了できる。	中央制御室						原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室			
	主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室						反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終了できる。	中央制御室		
	反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	制御棒飛び出し	中央制御室						環境への放射性物質の異常な放出	放射性気体廃棄物処理施設の破損	放射性気体廃棄物処理設備から原子炉補助建屋内にガス状の放射性物質が放出された場合、排気設備によって排気筒へ導く。さらに、排気設備には、放射性ガスの監視設備を設け、周辺環境に放出される放射性物質を監視する。 なお、放射性気体廃棄物処理施設の破損を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損</td> <td>破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。</td> <td>中央制御室 主蒸気・主給水管室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境への放射性物質の異常な放出</td> <td>破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室 中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室 中央制御室	<p>【女川】 ■記載の充実（大飯参照）</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																															
蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室																															
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																															
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																															
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																															
環境への放射性物質の異常な放出	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁および加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室																															
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																															
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																															
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																															
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室 中央制御室																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td>原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室 中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室 中央制御室																								
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																															
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																															
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	原子炉冷却材喪失 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。 可燃性ガスの発生 上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室 中央制御室																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																														
<p>表1 作業用照明の主な設置箇所（※まとめ資料に記載している表1を再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>第2.1-1表 作業用照明が必要となる作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>作業用照明が必要となる作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>() 内は動機上の必要となる作業用照明配置図 2号炉各種屋の頁番号</td> </tr> <tr> <td>①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作</td> <td><発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室^{※1} (1)</td> </tr> <tr> <td>②設計基準事故発生時に必要な操作</td> <td><設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室^{※1} (1)</td> </tr> <tr> <td>③第八条（火災による損傷の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室</td> <td><残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)</td> </tr> <tr> <td>④第九条（溢水による損傷の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室</td> <td><原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) <中央制御室外取入タンパの開操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)</td> </tr> <tr> <td>⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室</td> <td><想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)</td> </tr> <tr> <td>⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室</td> <td><残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)</td> </tr> <tr> <td>⑦第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室退避事象時に必要な操作を実施する現場機器室</td> <td><非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御室 (1,7,9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)</td> </tr> <tr> <td>⑧第三十四条（緊急時対策所）： ②～⑦に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所</td> <td><中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)</td> </tr> <tr> <td>⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート</td> <td>・緊急時対策所^{※2} (緊急時対策建屋 1,2,3) ・通路 (1～13)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 必要な運転操作を別紙2に示す ※2 屋外からの動機は、「61条緊急時対策所 61-9 緊急時対策所について（抜く評価除く）」参照</p>	選定項目	作業用照明が必要となる作業場所		() 内は動機上の必要となる作業用照明配置図 2号炉各種屋の頁番号	①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 ^{※1} (1)	②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 ^{※1} (1)	③第八条（火災による損傷の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)	④第九条（溢水による損傷の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) <中央制御室外取入タンパの開操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)	⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室	<想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)	⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)	⑦第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室退避事象時に必要な操作を実施する現場機器室	<非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御室 (1,7,9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)	⑧第三十四条（緊急時対策所）： ②～⑦に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)	⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・緊急時対策所 ^{※2} (緊急時対策建屋 1,2,3) ・通路 (1～13)	<p>第2.1-3表 作業用照明が必要となる作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>作業用照明が必要となる作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・原子炉停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤（中央制御室^{※1}） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室^{※1}） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室^{※1}）</td> </tr> <tr> <td>条文：第二十六条 ・原子炉の冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤^{※1}</td> </tr> <tr> <td>条文：第十四条 ・電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室^{※1}） ・遮断器（安全補機開閉器室^{※1}）</td> </tr> <tr> <td>条文：第十四条 ・設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室^{※1}） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室^{※1}） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室^{※1}） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室^{※1}） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室^{※1}） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室^{※1}）</td> </tr> <tr> <td>・アクセスルート</td> <td>・中央制御室から上記各操作場所までの通路</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 必要な運転操作を別紙2に示す。</p>	選定項目	作業用照明が必要となる作業場所	・原子炉停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤（中央制御室 ^{※1} ） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室 ^{※1} ） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室 ^{※1} ）	条文：第二十六条 ・原子炉の冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤 ^{※1}	条文：第十四条 ・電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室 ^{※1} ） ・遮断器（安全補機開閉器室 ^{※1} ）	条文：第十四条 ・設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室 ^{※1} ） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室 ^{※1} ） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室 ^{※1} ） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室 ^{※1} ） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室 ^{※1} ） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室 ^{※1} ）	・アクセスルート	・中央制御室から上記各操作場所までの通路	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設備の相違。 炉型の違いによる必要な作業場所抽出結果の相違であるが、抽出の考え方は第2.1-1図のとおり同様。</p> <p>【女川】 ■設備の相違。 泊の緊急時対策所は、運転操作に関する設備ではないため、作業用照明（運転保安灯及び無停電運転保安灯）を設置していないが、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えた室内照明を設置している。（別紙1記載。）</p>
選定項目	設置箇所																																																
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																																																
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																																																
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）																																																
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																																																
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																																																
選定項目	作業用照明が必要となる作業場所																																																
	() 内は動機上の必要となる作業用照明配置図 2号炉各種屋の頁番号																																																
①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 ^{※1} (1)																																																
②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 ^{※1} (1)																																																
③第八条（火災による損傷の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)																																																
④第九条（溢水による損傷の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) <中央制御室外取入タンパの開操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)																																																
⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室	<想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)																																																
⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)																																																
⑦第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室退避事象時に必要な操作を実施する現場機器室	<非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイスディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御室 (1,7,9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)																																																
⑧第三十四条（緊急時対策所）： ②～⑦に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)																																																
⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・緊急時対策所 ^{※2} (緊急時対策建屋 1,2,3) ・通路 (1～13)																																																
選定項目	作業用照明が必要となる作業場所																																																
・原子炉停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤（中央制御室 ^{※1} ） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気管室 ^{※1} ） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室 ^{※1} ）																																																
条文：第二十六条 ・原子炉の冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤 ^{※1}																																																
条文：第十四条 ・電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室 ^{※1} ） ・遮断器（安全補機開閉器室 ^{※1} ）																																																
条文：第十四条 ・設計基準事故時の対応	・外部電源喪失時の監視・操作（中央制御室 ^{※1} ） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（安全系計装盤室 ^{※1} ） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室 ^{※1} ） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室 ^{※1} ） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気管室 ^{※1} ） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室 ^{※1} ）																																																
・アクセスルート	・中央制御室から上記各操作場所までの通路																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="107 188 660 1050" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="181 1066 560 1091" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 第10.11.1図 作業用照明配置図(1階から3階) </div> <div data-bbox="114 1106 656 1131" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<div data-bbox="1344 181 1937 986" style="border: 2px solid black; height: 504px; width: 265px;"></div> <div data-bbox="1489 994 1776 1015" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 第2.1-2図 作業用照明設置場所の概要図 </div> <div data-bbox="1344 1018 1937 1050" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>【女川】</p> <p>■記載の充実（大飯参照） 泊は抽出した作業場所までのアクセスルート概要図として記載した。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設備の相違 設備構成の相違による作業場所、アクセスルートの相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="100 188 656 976" style="border: 2px solid black; height: 494px; width: 248px; margin-bottom: 10px;"></div> <div data-bbox="152 986 577 1024" style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> 第10.11.2図 作業用照明配置図（4階から5階） </div> <div data-bbox="107 1046 658 1075" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【大飯】</p> <p>■設備の相違</p> <p>設備構成の相違による作業場所、アクセスルート の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）






第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																		
<p>2.2 作業用照明について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。作業用照明装置は図1の通り。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。電源の系統図は図2の通り。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続できる。</p> <p>この蓄電池内蔵の作業用照明は、図3の作業用照明配置図のようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室等、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室等、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルートに設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>なお、作業用照明は定期的な点検や交換を行うことにより、必要な機能を維持する。</p>	<p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する設計とする。（第2.2-1表）</p> <p>非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>また、非常用照明は、外部電源喪失により常用照明が停電した場合においても適切な運転操作が可能となるように、中央制御室、原子炉建屋各階等に設置する設計とする。</p> <p>なお、外部電源喪失時に、確認、操作が必要となる計測制御電源、非常用電源の供給元となる非常用ディーゼル発電機室（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室を含む）及び蓄電池室については、非常用照明を主な照明とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用照明、直流照明兼非常用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行える照度を有する設計とする。また、直流照明は中央制御室の直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能な照度を有する設計とする。</p> <p>非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、建築基準法施行令第126条の五に準拠した非常灯と同等以上の照度*を有する設計とする。</p> <p>第2.2-1表 作業用照明の種類、給電元及び設置場所について</p> <table border="1" data-bbox="721 986 1301 1337"> <thead> <tr> <th>照明の種類</th> <th>給電元</th> <th>設置場所</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)</td> <td>共通用低圧母線</td> <td>現場機器室 アクセスルート</td> <td>通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)</td> <td>非常用低圧母線 (所内低圧系統)</td> <td>中央制御室 現場機器室 アクセスルート</td> <td>常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 (所内高圧系統)</td> <td>緊急時対策棟</td> <td>緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直流照明兼非常用照明【作業用照明】</td> <td>非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)</td> <td>中央制御室 現場機器室</td> <td>全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)</td> <td>中央制御室</td> <td>直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>*建築基準法施行令第126条の五で定められている照度は1lx以上</p> <p>第2.2-1図に作業用照明電源系統図、第2.2-2図に作業用照明装置、第2.2-3図に作業用照明配置図を示す。</p>	照明の種類	給電元	設置場所	用途	常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置	非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	非常用低圧母線 (所内低圧系統)	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	非常用高圧母線 (所内高圧系統)	緊急時対策棟	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置	直流照明兼非常用照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置	<p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>作業用照明として、運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する設計とする。（第2.2-1表）</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>また、運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外部電源喪失により常用照明が停電した場合においても適切な運転操作が可能となるように、中央制御室、原子炉建屋各階等に設置する設計とする。</p> <p>なお、外部電源喪失時に、確認、操作が必要となる安全補機開閉器室、非常用電源の供給元となる非常用ディーゼル発電機室については、運転保安灯及び無停電運転保安灯を主な照明とする。</p> <p>無停電運転保安灯は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び安全補機開閉器室に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始される前まで（約25分間に余裕を考慮し30分～2時間）においても点灯できるように専用の内蔵電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行える照度を有する設計とする。また、無停電運転保安灯は中央制御室の運転保安灯及び無停電運転保安灯が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能な照度を有する設計とする。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、建築基準法施行令第126条の五に準拠した非常灯と同等以上の照度*を有する設計とする。</p> <p>第2.2-1表 作業用照明の種類、給電元及び設置場所について</p> <table border="1" data-bbox="1339 979 1937 1238"> <thead> <tr> <th>照明の種類</th> <th>給電元</th> <th>設置場所</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転保安灯 (蛍光灯)</td> <td>非常用高圧母線 非常用低圧母線</td> <td>第2.1-3表参照。</td> <td>外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置。</td> </tr> <tr> <td>無停電運転保安灯 (蛍光灯)</td> <td>非常用高圧母線 非常用低圧母線 専用の内蔵電池</td> <td>第2.1-3表参照。</td> <td>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*建築基準法施行令第126条の五で定められている照度は1lx以上</p> <p>なお、作業用照明は定期的な点検や交換をおこなうことにより、必要な機能を維持する。</p> <p>第2.2-1図に作業用照明電源系統図、第2.2-2図に無停電運転保安灯、第2.2-3図に作業用照明配置図を示す。</p>	照明の種類	給電元	設置場所	用途	運転保安灯 (蛍光灯)	非常用高圧母線 非常用低圧母線	第2.1-3表参照。	外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置。	無停電運転保安灯 (蛍光灯)	非常用高圧母線 非常用低圧母線 専用の内蔵電池	第2.1-3表参照。	外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置。	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。 (設備名：作業用照明)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。 泊は交流動力電源設備から供給される25分間については、保安電源設備の該当条文中に記載。 無停電運転保安灯の内蔵電池は、2時間がカタログ性能値であり保証値は30分である。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。 設備配置の相違によるものだが、作業用照明を設置する方針に相違はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■記載の充実（大飯参照）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p>
照明の種類	給電元	設置場所	用途																																		
常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置																																		
非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	非常用低圧母線 (所内低圧系統)	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																																		
	非常用高圧母線 (所内高圧系統)	緊急時対策棟	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置																																		
直流照明兼非常用照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																																		
	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置																																		
照明の種類	給電元	設置場所	用途																																		
運転保安灯 (蛍光灯)	非常用高圧母線 非常用低圧母線	第2.1-3表参照。	外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置。																																		
無停電運転保安灯 (蛍光灯)	非常用高圧母線 非常用低圧母線 専用の内蔵電池	第2.1-3表参照。	外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置。																																		

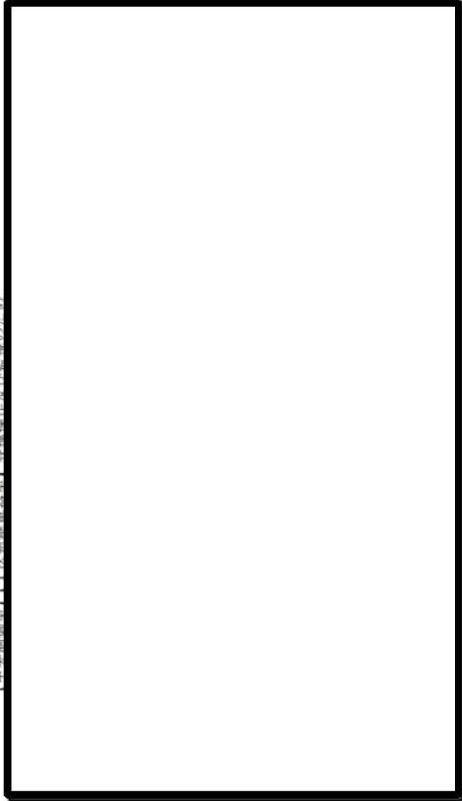
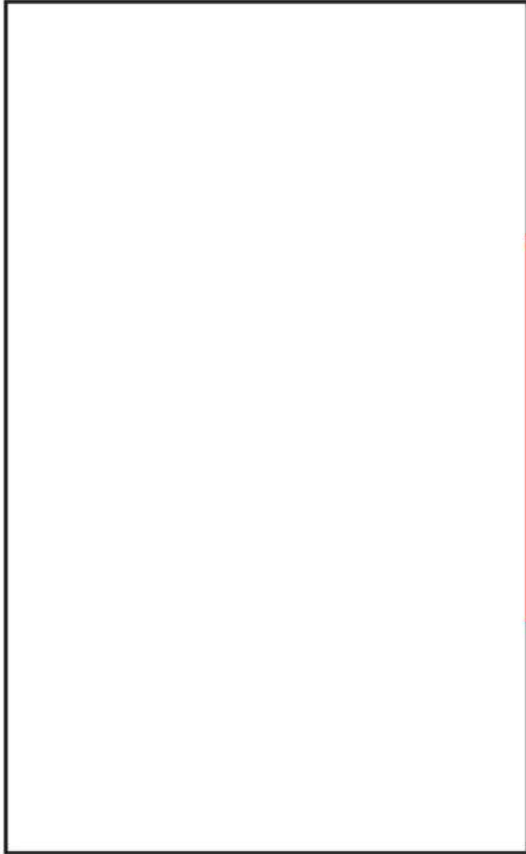
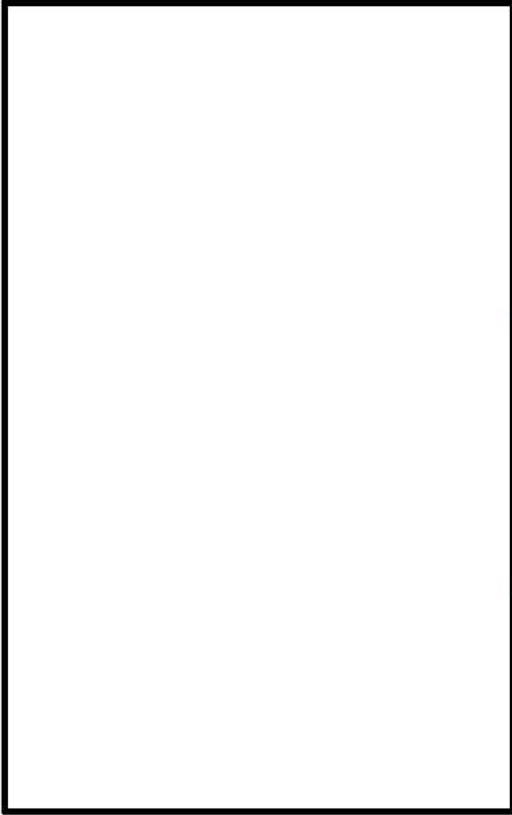
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<div data-bbox="168 215 600 414" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="197 450 241 474" data-label="Section-Header"> <p>仕様</p> </div> <div data-bbox="197 481 398 505" data-label="Text"> <p>外部電源（交流）使用時</p> </div> <div data-bbox="197 515 409 574" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧：交流 200V ・ 消費電力：40W </div> <div data-bbox="197 616 383 639" data-label="Text"> <p>蓄電池（直流）使用時</p> </div> <div data-bbox="197 649 421 742" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧：直流 7.2V ・ 消費電力：40W ・ 点灯時間：30分間以上 </div> <div data-bbox="266 762 454 788" data-label="Caption"> <p>図1 作業用照明装置</p> </div> <div data-bbox="89 793 665 1160" data-label="Diagram"> <p>図2は、作業用照明の電源系統を示しています。3つの異なる電源（No.1, No.2, No.3）が示されており、それぞれが作業用照明に供給されています。No.1は非常用電源（6.6kV）から、No.2は非常用電源（6.6kV）から、No.3は常用電源（6.6kV）から供給されています。また、蓄電池内蔵照明（A）と作業用照明（B）の分電盤も示されています。</p> </div> <div data-bbox="275 1161 495 1185" data-label="Caption"> <p>図2 作業用照明電源系統図</p> </div>	<div data-bbox="701 199 1317 686" data-label="Diagram"> <p>第2.2-1図は、作業用照明の電源系統図（2号炉）の1/2部分を示しています。6.6kVの交流動力電源設備から、3号非常用交流設備（27.5kV）と3号非常用変圧器（27.5kV）を通じて、6.6kVの高圧母線（常用）に接続されています。この母線から、動力変圧器（4-3 A1, 4-3 A2）とダイゼン発電機（4-3 B1, 4-3 B2）が接続されています。また、A-運転保安照明用変圧器とB-運転保安照明用変圧器も示されています。</p> </div> <div data-bbox="862 625 1137 643" data-label="Caption"> <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図 (2号炉) (1/2)</p> </div> <div data-bbox="701 901 1317 1372" data-label="Diagram"> <p>第2.2-1図は、作業用照明の電源系統図（緊急時対策建屋）の2/2部分を示しています。2号炉（6.6kV）と緊急用発電機（6.6kV）からの電源が、6.6kVの高圧母線（非常用）に接続されています。この母線から、動力変圧器（4-3 A1, 4-3 A2）とダイゼン発電機（4-3 B1, 4-3 B2）が接続されています。また、A-運転保安照明用変圧器とB-運転保安照明用変圧器も示されています。</p> </div> <div data-bbox="862 1342 1196 1359" data-label="Caption"> <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図 (緊急時対策建屋) (2/2)</p> </div>	<div data-bbox="1355 199 1937 853" data-label="Diagram"> <p>第2.2-1図は、作業用照明の電源系統図を示しています。6.6kVの交流動力電源設備から、3号非常用交流設備（27.5kV）と3号非常用変圧器（27.5kV）を通じて、6.6kVの高圧母線（常用）に接続されています。この母線から、動力変圧器（4-3 A1, 4-3 A2）とダイゼン発電機（4-3 B1, 4-3 B2）が接続されています。また、A-運転保安照明用変圧器とB-運転保安照明用変圧器も示されています。</p> </div> <div data-bbox="1489 831 1733 849" data-label="Caption"> <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図</p> </div>	<div data-bbox="1966 172 2038 196" data-label="Section-Header"> <p>【女川】</p> </div> <div data-bbox="1966 199 2172 279" data-label="Text"> <p>■設備の相違。 設備構成の相違による電源構成の相違。</p> </div> <div data-bbox="1966 869 2038 893" data-label="Section-Header"> <p>【女川】</p> </div> <div data-bbox="1966 896 2172 1236" data-label="Text"> <p>■設備の相違。 女川の緊急時対策建屋には、作業用照明（非常用照明）が設置されているため作業用照明電源系統図が記載されている。 泊の緊急時対策所には作業用照明が設置されていないことから記載していないが、緊急時対策所の照明設備に関する電源系統図は、別紙1に記載。</p> </div>

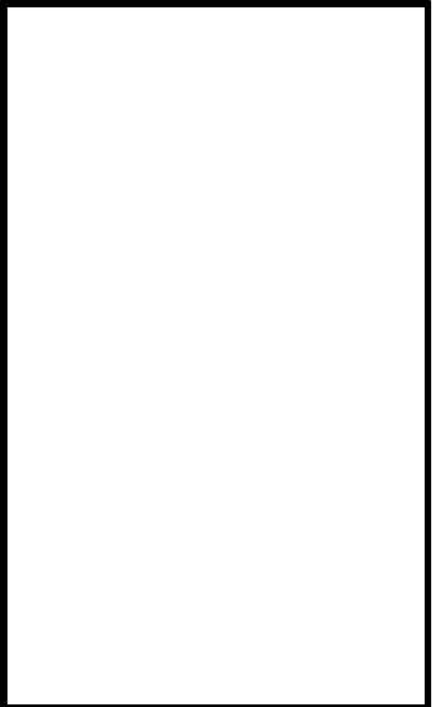

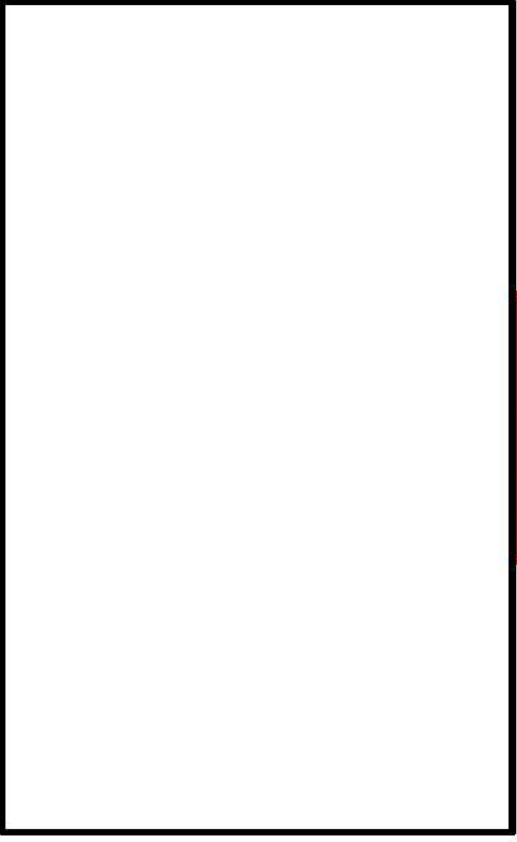
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p data-bbox="846 201 1167 309"> 常川照明</p> <p data-bbox="725 331 927 352"><仕様> ・定格電圧：交流200V</p> <p data-bbox="846 368 1167 477"> 非常用照明</p> <p data-bbox="725 499 1236 563"><仕様> ・定格電圧：交流100V ・中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均1000lx（設計値） 鉛直照度 平均500lx（設計値） ・中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均500lx（設計値）</p> <p data-bbox="846 579 1167 687"> 直流照明兼非常用照明</p> <p data-bbox="725 710 1290 815"><仕様> ・定格電圧：交流200V ・中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均200lx（設計値） 鉛直照度 平均200lx（設計値） ・中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均200lx（設計値） ・点灯可能時間：24時間 （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する15分以上点灯可能。）</p> <p data-bbox="882 831 1131 940"> 直流照明</p> <p data-bbox="725 962 1290 1038"><仕様> ・定格電圧：直流125V ・床面 平均1lx以上（設計値） ・点灯可能時間：24時間 （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する15分以上点灯可能。）</p> <p data-bbox="898 1038 1131 1059">第2.2-2図 作業用照明装置</p>	<p data-bbox="1346 201 1935 400"></p> <p data-bbox="1424 405 1480 426">【仕様】</p> <ul data-bbox="1498 435 1809 517" style="list-style-type: none"> ・電 圧：交流100～240V ・消費電力：22W ・点灯時間：30分間以上 <p data-bbox="1469 528 1832 596" style="border: 2px solid red; padding: 2px;">第2.2-2図 無停電運転保安灯</p>	<p data-bbox="1973 172 2033 193">【女川】</p> <p data-bbox="1966 204 2163 341" style="background-color: yellow;">■設備の相違。 設備構成の違いによる照明設備の相違であるが全交流動力電源喪失時も必要な照明を確保。</p>

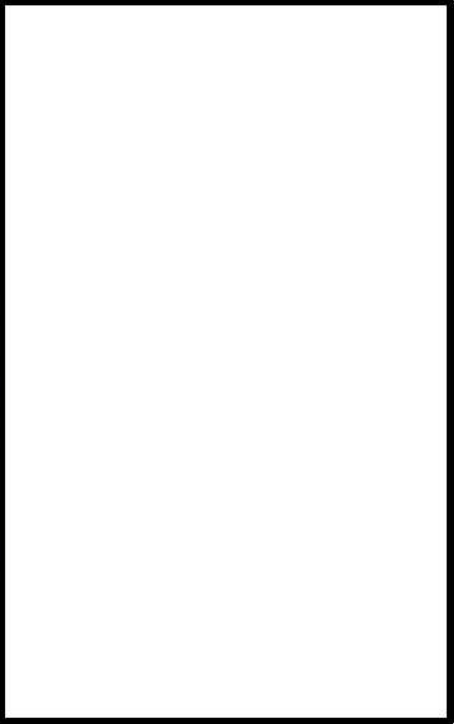
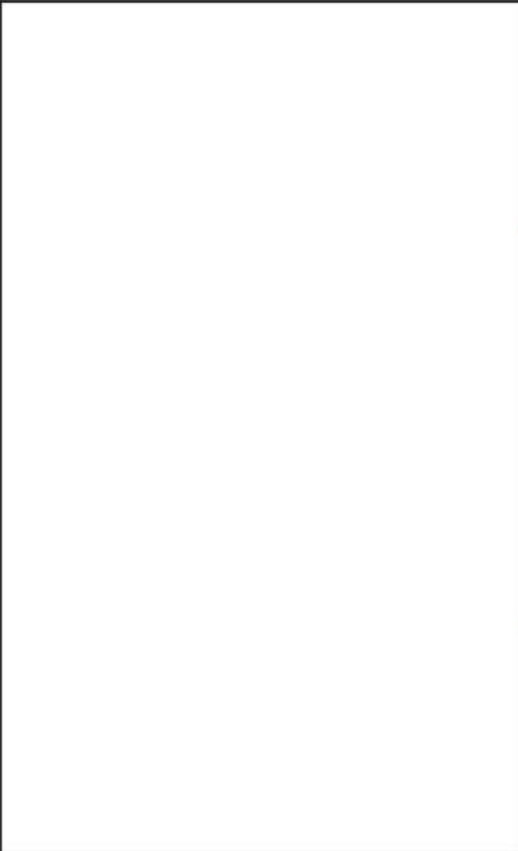
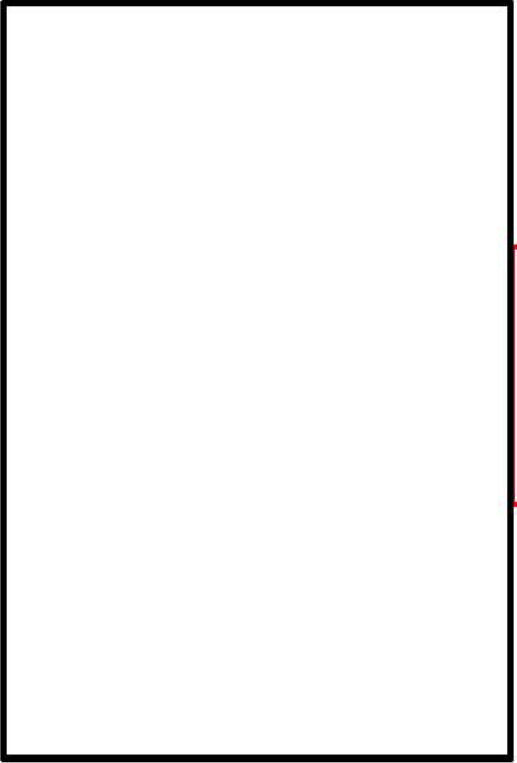
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設置目的 【中央制御室】1.水圧維持保安【各機組作止及監視のため】</p>  <p>図3 作業用照明配置(1/5) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>附2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各機組 (1/13) 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>附2.2-3図 作業用照明配置図 (1/3) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

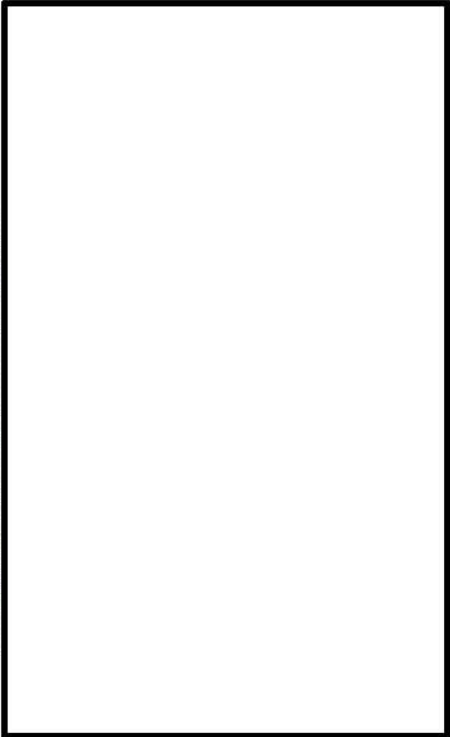

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設置目的</p> <p>【タービン動機給水ポンプ室】状況確認、タービン動機補助給水ライン流量調整弁前弁の操作のため</p>  <p>図3 作業用照明配置(2/5)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>第2-2-3回 作業用照明配置図 (2/3)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第2-2-3回 作業用照明配置図 (2/3)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>■設備の相違、 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

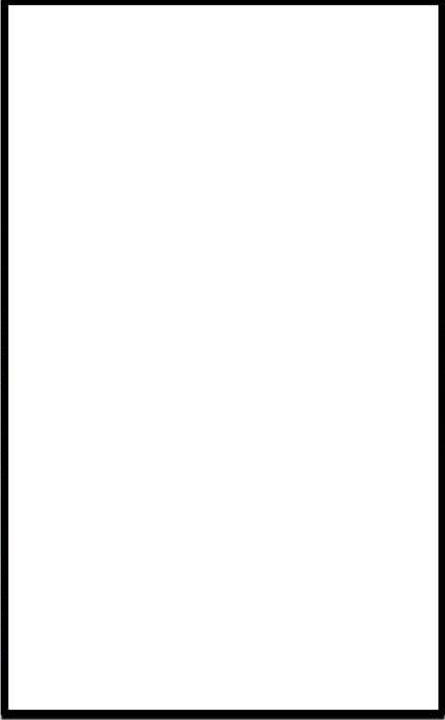
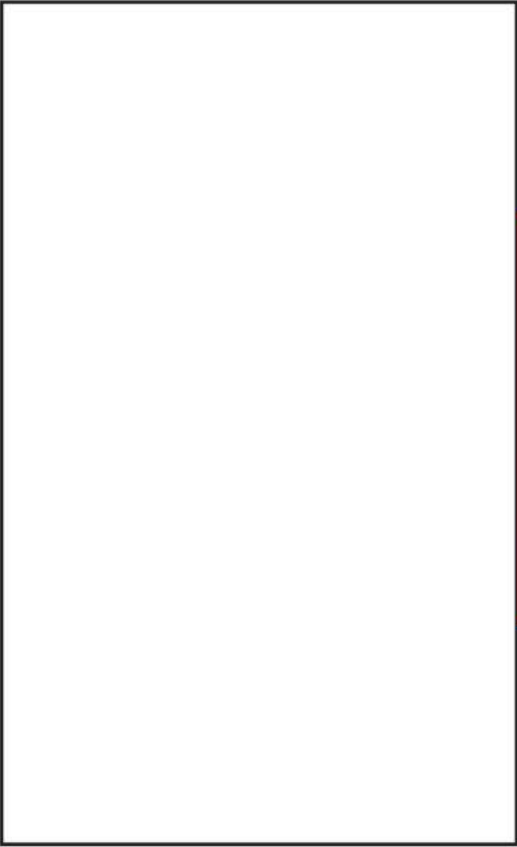
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設置目的 【ディーゼル発電機室】状況確認、手動起動の試みのため</p>  <p>図3 作業用照明配置(3/5) 特回みの範囲は機室に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各機室 (3/13) 特回みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 (3/3) 特回みの範囲は機室に係る事項ですので公開できません。</p>	<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

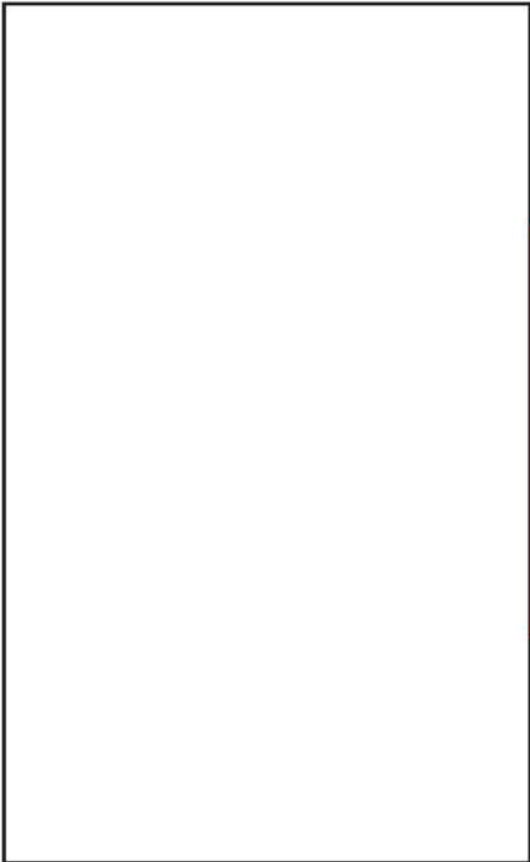
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設置目的 【安全補償問題】状況確認、給電作業のための隔離、復旧作業のため</p>  <p>図3 作業用照明配置(4/5) 枠囲みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 (4/13) 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

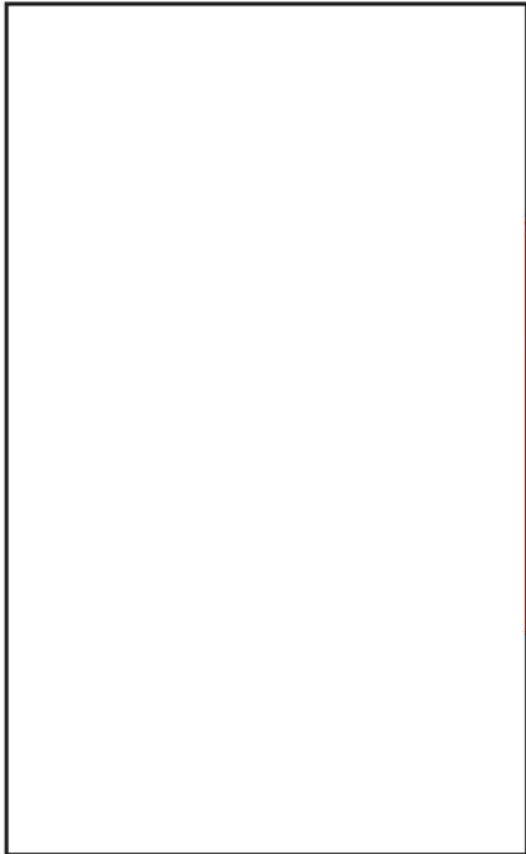
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>設置目的</p> <p>【主蒸気・主給水装置】1次系冷却のための主蒸気遮し弁の操作のため</p>  <p>図3 作業用照明配置(5/5)</p> <p>作図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>準2.2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各機屋 (5/13)</p> <p>作図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>■設備の相違、 設備配置の相違による照 明配置の相違だが、作 業に必要な場所に照明を設 置することに相違はな い。</p>

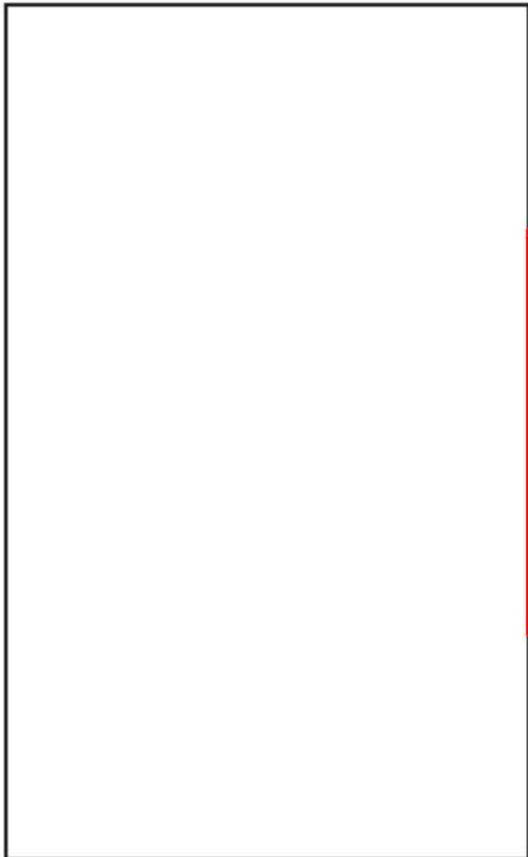
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <div data-bbox="1240 177 1308 836" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">第2.2-3図 作業用照度配置図 2号炉各建屋 (6/13)</p> <p style="margin-left: 5px;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

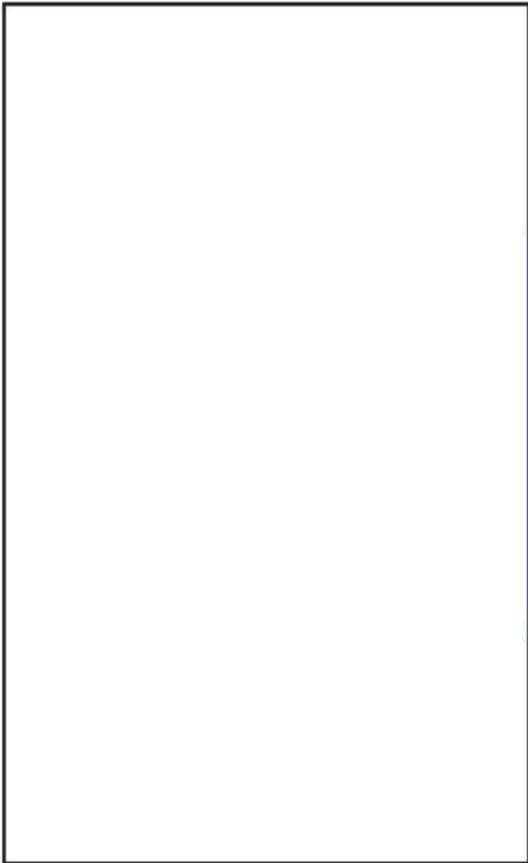
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <div data-bbox="1236 183 1303 833" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">第2.2-3図 作業用照明的配置図</p> <p style="font-size: small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

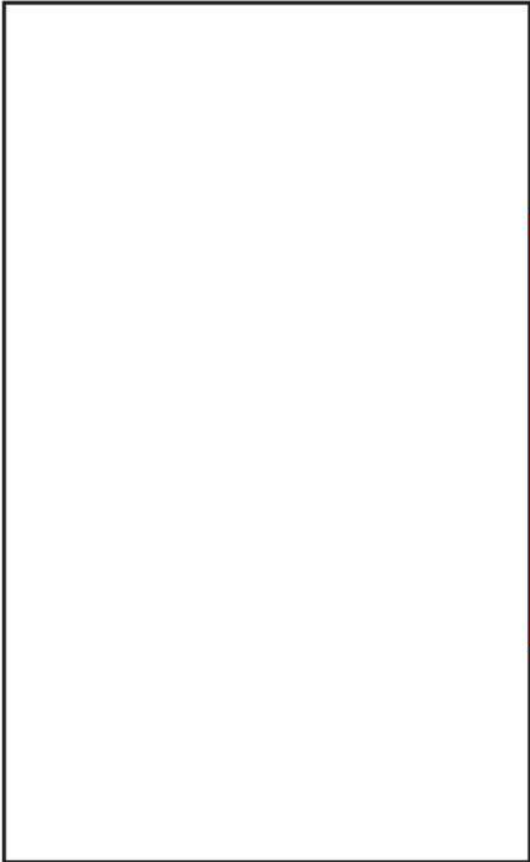
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <div data-bbox="1238 181 1308 831" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各建屋 (8/13)</p> <p style="font-size: small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違、 設備配置の相違による照 明配置の相違だが、作業 に必要な場所に照明を設 置することに相違はな い。</p>

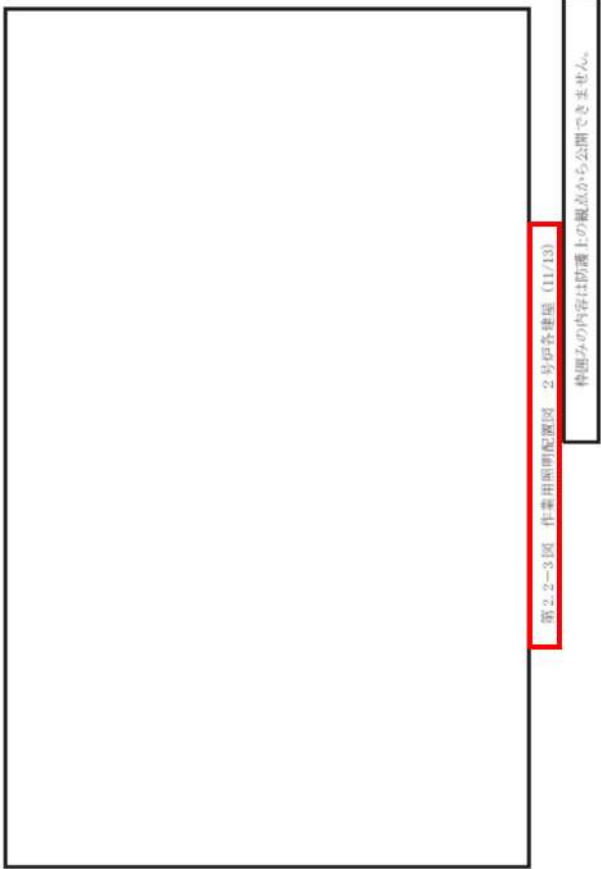
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <div data-bbox="1238 178 1310 826" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"> 図2.2-3図 作業用通路配置図 (9/13) 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。 </p> </div>		<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

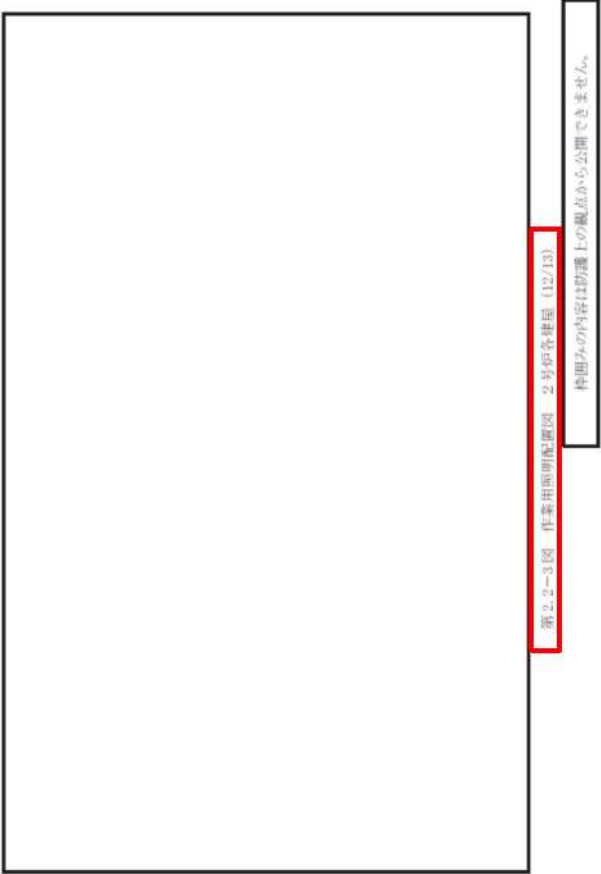
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <div data-bbox="1240 177 1308 839" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各棟屋（10/13）</p> <p style="font-size: small;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違、 設備配置の相違による照 明配置の相違だが、作業 に必要な場所に照明を設 置することに相違はな い。</p>

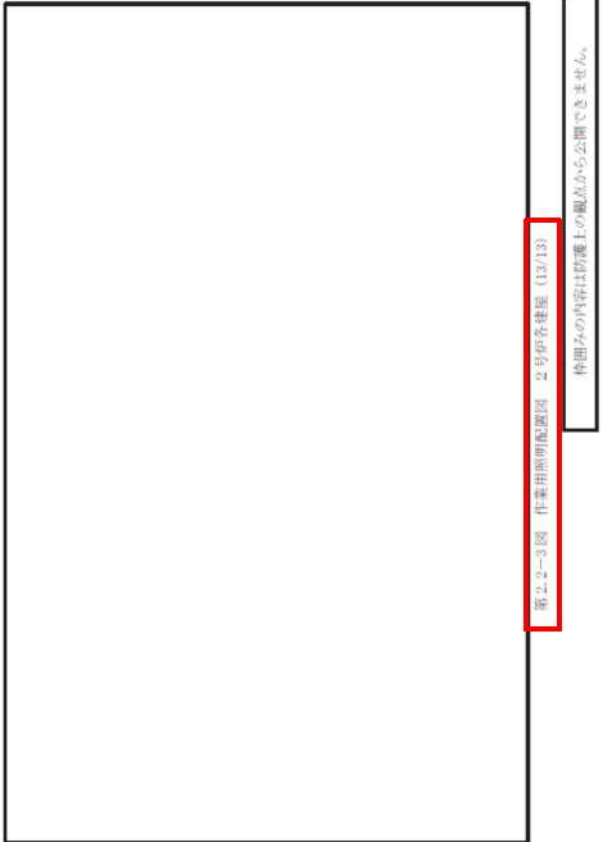
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
			<p>■設備の相違、 設備配置の相違による照 明配置の相違だが、作 業に必要な場所に照明を設 置することに相違はな い。</p>

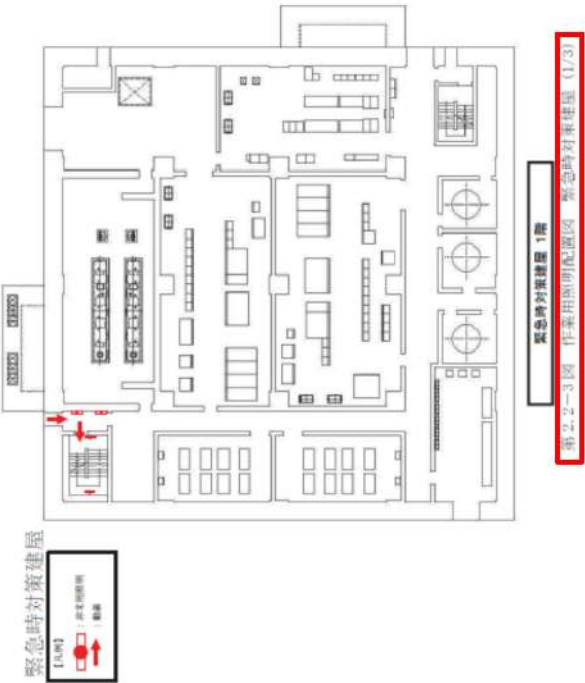
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

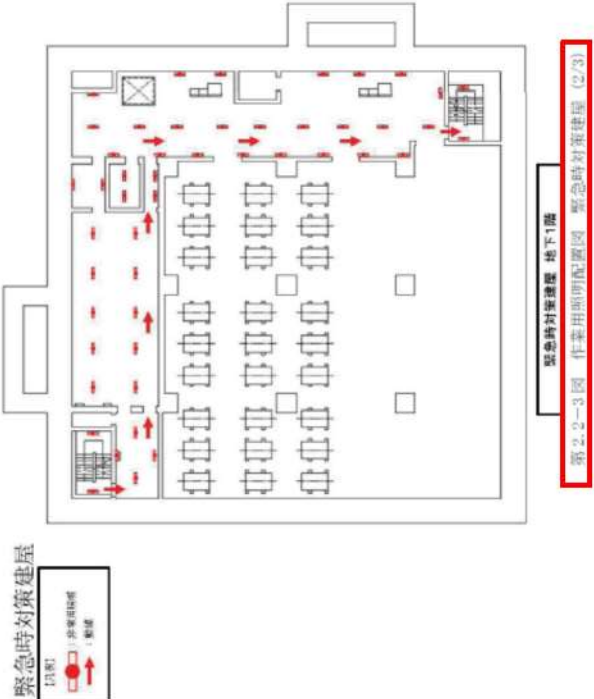
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>■設備の相違。 設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>■設備の相違。</p> <p>女川の緊急時対策建屋には、作業用照明（非常用照明）が設置されているため作業用照明配置図が記載されている。</p> <p>泊の緊急時対策所には作業用照明が設置されていないことから記載していないが、緊急時対策所の室内照明配置図は、別紙1に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>緊急時対策建屋</p> <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋（地下1階）</p>		<p>■設備の相違。</p> <p>女川の緊急時対策建屋には、作業用照明（非常用照明）が設置されているため作業用照明配置図が記載されている。</p> <p>泊の緊急時対策所には作業用照明が設置されていないことから記載していないが、緊急時対策所の室内照明配置図は、別紙1に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>緊急時対策建屋 地下2層</p> <p>第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋 (3/3)</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>可搬型照明器具配置図</p> <p>※図表参照については、運用を考慮し変更となる場合があります。</p> <p>【凡例】 □ 緊急時対策建屋 ● 作業用照明 → 避難経路</p>		<p>■設備の相違。</p> <p>女川の緊急時対策建屋には、作業用照明（非常用照明）が設置されているため作業用照明配置図が記載されている。</p> <p>泊の緊急時対策所には作業用照明が設置されていないことから記載していないが、緊急時対策所の室内照明配置図は、別紙1に記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.3 可搬型照明について</p> <p>可搬型照明は、設計基準事故が発生した場合に各現場設置の機器の動作確認作業や機器の操作に用いる照明として懐中電灯等を備えている。</p> <p>なお、現場操作が必要な設計基準事故「添付書類十 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損」時の主蒸気隔離弁増し締め操作、及び全交流動力電源喪失時に対応が必要となる安全補機開閉器室等については、移動及び操作を考慮した場所に作業用照明を確保しており、作業が可能である。</p> <p>仮に、その他の現場操作が必要となった場合に備え、可搬型照明は、初動操作に対応する運転員が通常滞在している中央制御室に保管し、懐中電灯等の可搬型照明も活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p>	<p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する設計とする。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。 可搬型照明については、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に十分準備可能なように発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が事故対応以外の通常時に滞在する事務建屋に配備し持参する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内照度の確保 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。 可搬型照明については、内蔵電池を備えるとともに、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、作業開始前に準備可能なように事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>(1)～(2)項以外の作業については、建屋内に作業用照明を確保するため、可搬型照明を使用せずとも操作に必要な照明は確保される。</p> <p>上記以外の設計基準事故時における対応操作、また全交流動力電源喪失時に現場操作等の対応が必要となる計測制御電源室については、現場への移動や操作を考慮した位置に直流照明兼非常用照明の作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明により、操作に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、運転員が滞在している中央制御室に配備する十分な数量の可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト、ヘッドライト(ヘルメット装着用))を活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p> <p>また、複数の可搬型照明(例えば、現場対応時は懐中電灯とヘッドライト(ヘルメット装着用))と予備の乾電池を用意することにより、照明を確保し、電池交換を可能とする。</p> <p>なお、乾電池については、可搬型照明が7日間使用可能な数量を確保し、交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する設計とする。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。 可搬型照明については、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に十分準備可能なように初動対応要員及び参集要員が事故対応以外の通常時に滞在する事務所に配備し持参する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内照度の確保 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。 可搬型照明については、内蔵電池を備えるとともに、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なワークライト(LED光源)及びヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、作業開始前に準備可能なように事故対応時に初動対応要員及び参集要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>(1)～(2)項以外の作業については、緊急時対策所内に室内照明を確保するため、可搬型照明を使用せずとも操作に必要な照明は確保される。</p> <p>上記以外の設計基準事故時における対応操作、また全交流動力電源喪失時に現場操作等の対応が必要となる安全補機開閉器室については、現場への移動や操作を考慮した位置に運転保安灯及び無停電運転保安灯の作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明により、操作に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、運転員が滞在している中央制御室に配備する十分な数量の可搬型照明(懐中電灯、ワークライト、ヘッドライト(ヘルメット装着用))を活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p> <p>また、複数の可搬型照明(例えば、現場対応時は懐中電灯とヘッドライト(ヘルメット装着用))と予備の乾電池を用意することにより、照明を確保し、電池交換を可能とする。</p> <p>なお、乾電池については、可搬型照明が7日間使用可能な数量を確保し、交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】 ■要員名称の相違 ■記載名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■要員名称の相違 【女川】 ■要員名称の相違 【女川】 ■設備の相違 泊の緊急時対策所内の室内照明は、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えている。</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設備の相違 (設備名：作業用照明)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																				
<p>保管場所及び数量（3号炉及び4号炉） 懐中電灯：中央制御室（3号炉、4号炉共用：24個） ヘッドライト：中央制御室（3号炉、4号炉共用：24個） ポータブル照明：中央制御室（3号炉、4号炉共用：4個） タービン動補助給水ポンプ室（3号炉、4号炉共用：2個） 事務所（3号炉、4号炉共用：5個）</p> <p>可搬型照明</p> <div data-bbox="91 379 663 735"> </div> <p>外部電源喪失時の夜間におけるタンクローリーへの給油</p> <p>(1) 対応方針</p> <p>長時間の外部電源喪失に伴い屋外照明が喪失した場合の、夜間におけるタンクローリーによる燃料補給操作においては、ヘッドライトなどの可搬型照明及びタンクローリーの前照灯等を活用し、ホースの接続状況や漏えいの有無、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの油量推移等の燃料補給状況が把握できる環境を確保する。</p> <p>可搬型照明は、必要数を準備しており、タンクローリーによる燃料油貯蔵タンクへ燃料補給を開始するまでの時間（3日以内）までには、時間的猶予があるため、可搬型照明を準備することができる。</p> <p>(2) 配備照明</p> <p>配備する照明は確実な給油作業を実施できるよう、ヘッドライト、懐中電灯などの可搬型照明、タンクローリーの前照灯等にて視認性を確保できる環境を維持する。</p>	<p>第2.3-1表に可搬型照明の配備状況を示す。 中央制御室における可搬型照明の保管場所への移動については、保管場所近傍に設置の直流照明兼非常用照明により移動可能である。</p> <p>第2.3-1表 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="712 316 1310 805"> <thead> <tr> <th>懐中電灯</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中央制御室</td> <td>10個 (運転員7名分 +予備3個)</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯時間：155時間</td> </tr> <tr> <td>ランタンタイプ LEDライト</td> <td>中央制御室</td> <td>4個 (発電機長席1個 +発電機副長席1個 +運転員席1個 +予備1個)</td> <td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所</td> <td>60個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用)</td> <td>中央制御室</td> <td>10個 (運転員7名分 +予備3個)</td> <td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所</td> <td>100個</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務棟屋</td> <td>24個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※個数(予備数を含む)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。 ※緊急時対策所に配備する個数は2号炉用としての数量である。</p>	懐中電灯	保管場所	数量	仕様		中央制御室	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×4本 点灯時間：155時間	ランタンタイプ LEDライト	中央制御室	4個 (発電機長席1個 +発電機副長席1個 +運転員席1個 +予備1個)	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間		緊急時対策所	60個		ヘッドライト (ヘルメット装着用)	中央制御室	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間		緊急時対策所	100個			事務棟屋	24個		<p>第2.3-1表に可搬型照明の配備状況を示す。 中央制御室における可搬型照明の保管場所への移動については、保管場所近傍に設置の無停電運転保安灯により移動可能である。</p> <p>第2.3-1表 可搬型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1406 323 1870 917"> <thead> <tr> <th>懐中電灯</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>中央制御室</td> <td>12個 (運転員6名分 +予備6個)</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td>ポータブル照明</td> <td>中央制御室</td> <td>10個 (運転員6名分 +予備4個)</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯時間：30時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所</td> <td>30個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用)</td> <td>中央制御室</td> <td>12個 (運転員6名分 +予備6個)</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急時対策所</td> <td>30個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※個数(予備数を含む)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。</p>	懐中電灯	保管場所	数量	仕様		中央制御室	12個 (運転員6名分 +予備6個)	電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源	ポータブル照明	中央制御室	10個 (運転員6名分 +予備4個)	電源：単3型電池×4本 点灯時間：30時間 照明：LED光源		緊急時対策所	30個		ヘッドライト (ヘルメット装着用)	中央制御室	12個 (運転員6名分 +予備6個)	電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源		緊急時対策所	30個		<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】 ■設備の相違 (設備名：作業用照明)</p> <p>【大飯】 ■設備の相違 大飯はディーゼル発電機の燃料を、燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料貯蔵タンクに燃料を輸送するために可搬型照明を使用。 女川と泊には同様の設備はない。</p>
懐中電灯	保管場所	数量	仕様																																																				
	中央制御室	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×4本 点灯時間：155時間																																																				
ランタンタイプ LEDライト	中央制御室	4個 (発電機長席1個 +発電機副長席1個 +運転員席1個 +予備1個)	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																																																				
	緊急時対策所	60個																																																					
ヘッドライト (ヘルメット装着用)	中央制御室	10個 (運転員7名分 +予備3個)	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																																																				
	緊急時対策所	100個																																																					
	事務棟屋	24個																																																					
懐中電灯	保管場所	数量	仕様																																																				
	中央制御室	12個 (運転員6名分 +予備6個)	電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源																																																				
ポータブル照明	中央制御室	10個 (運転員6名分 +予備4個)	電源：単3型電池×4本 点灯時間：30時間 照明：LED光源																																																				
	緊急時対策所	30個																																																					
ヘッドライト (ヘルメット装着用)	中央制御室	12個 (運転員6名分 +予備6個)	電源：単4型電池×3本 点灯時間：30時間 照明：LED光源																																																				
	緊急時対策所	30個																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>安全避難通路は、中央制御室及び出入管理室の運転員その他の従事者が常時在住する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路を選定している。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、災害時に運転員その他の従事者に使用される部屋及び区画からの屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように非常灯及び誘導灯を配備した安全避難通路を設置している。</p> <p>第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないものとする。</p> <p>第三号によって要求される『設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源』については、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電している。（継続的作業又は長期間の滞在が考えられる箇所は非常用電源より受電。継続的な作業を必要としない箇所は常用電源より受電。）また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>この作業用照明は、表1に示すようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある中央制御室、1次系継電器室、安全補器開閉器室、ディーゼル発電機室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補器開閉器室、ディーゼル発電機室及び各機器へのアクセスルートに設置することにより、設計基準事故時に作業が必要な場所の照明を確保することを目的としている。</p>	<p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、追加設備である緊急時対策建屋に安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、追加設備である緊急時対策建屋に用いる避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する。</p> <p>2. 安全避難通路について</p> <p>緊急時対策建屋に設置する安全避難通路及び避難用の照明配置図を第別紙1-1図に示す。</p> <p>安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として、以下に準拠し蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常灯：建築基準法施行令第126条の四、五及び昭和45年建設省告示第1830号 ・誘導灯：消防法施行令第26条及び消防法施行規則第28条 <p>蓄電池は、非常灯については昭和45年建設省告示第1830号に準拠し30分以上、誘導灯については消防法施行規則第28条に準拠し20分以上点灯できる容量を有するものとする。</p> <p>第別紙1-2図に避難用の照明装置を示す。</p>	<p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、追加設備である緊急時対策所に安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、追加設備である緊急時対策所に用いる避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する。</p> <p>2. 安全避難通路について</p> <p>緊急時対策所に設置する安全避難通路及び避難用の緊急時対策所照明設備電源系統図を第別紙1-1図、照明配置図を第別紙1-2図に示す。</p> <p>安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として、以下に準拠し蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常灯：建築基準法施行令第126条の四、五及び昭和45年建設省告示第1830号 ・誘導灯：消防法施行令第26条及び消防法施行規則第28条 <p>蓄電池は、非常灯については昭和45年建設省告示第1830号に準拠し30分以上、誘導灯については消防法施行規則第28条に準拠し20分以上点灯できる容量を有するものとする。</p> <p>第別紙1-3図に避難用の照明装置、緊急時対策所室内照明装置を示す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 （女川に記載統一） <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備名称の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 泊の緊急時対策所は、運転操作に関する設備ではないため、作業用照明を設置していないが、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えた室内照明を設置していることから電源系統図を第別紙1-1図として追加した。 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資料番号の相違 第別紙1-1図から第別紙1-2図へ変更 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■資料番号の相違 <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 泊の緊急時対策所内の室内照明は、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

差異理由

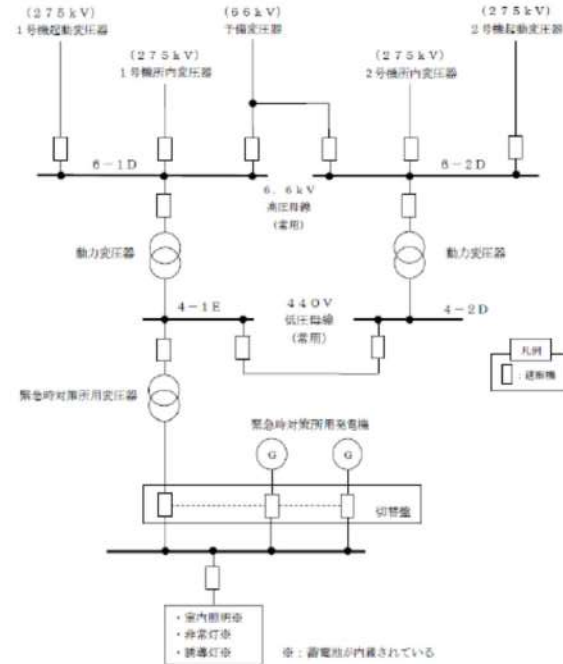
設計基準事故時における運転員の操作ならびに操作箇所について、別添資料1にまとめる。

設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、念のため、その他の現場作業が必要となった場合においても、各機器の操作、作業を可能にするため、可搬型の仮設照明である懐中電灯等の可搬型照明を中央制御室等に備えている。

誘導灯及び非常灯等についての規格基準等を別添資料2にまとめる。

表1 作業用照明の主な設置箇所

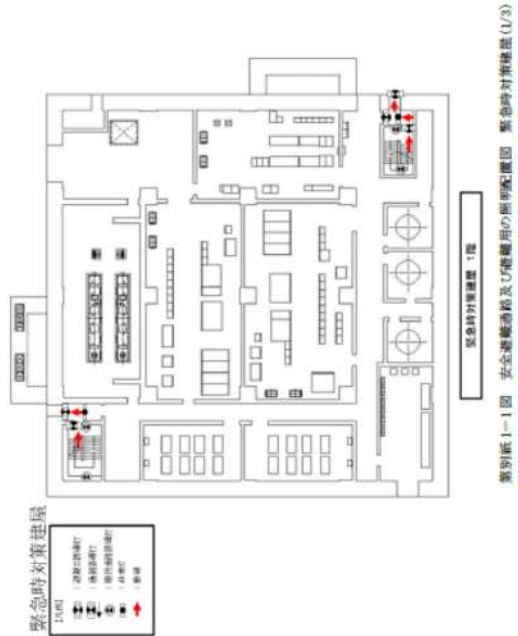
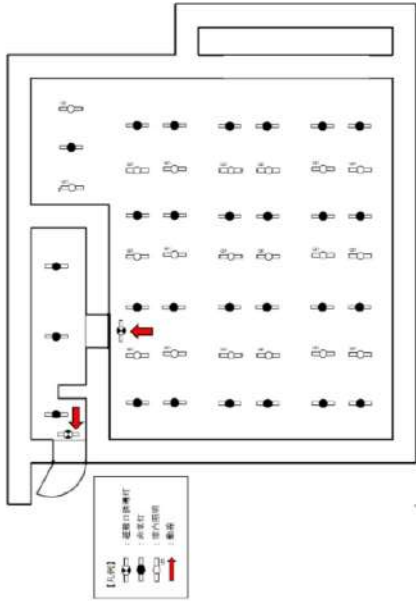
選定項目	設置箇所
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	<ul style="list-style-type: none"> 主盤等（中央制御室） 主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室外原子炉停止盤
電源確保操作	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） 遮断器（安全補機開閉器室）
設計基準事故時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） 安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） 安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） 主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）
通路	<ul style="list-style-type: none"> 中央制御室から上記各操作箇所までの通路



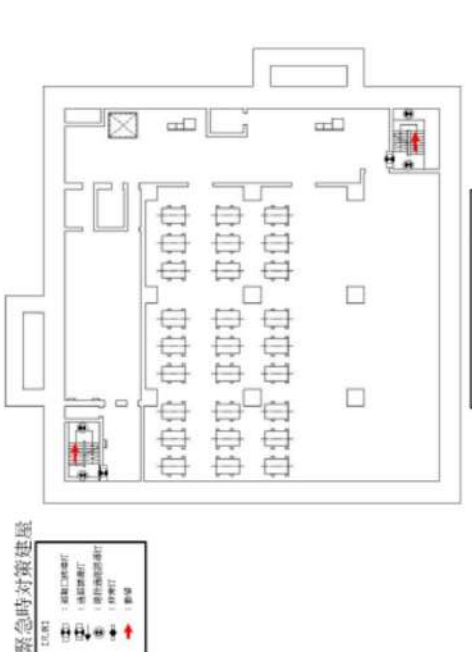
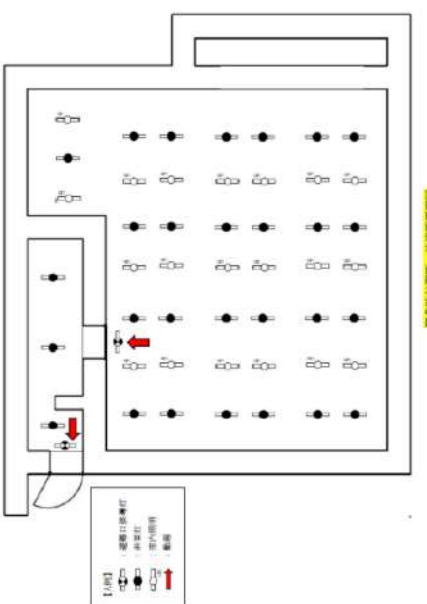
第別紙1-1図 緊急時対策用照明設備電源系統図

【大飯】
 ■記載方針の相違
 (女川に記載統一)
 【女川】
 ■設備の相違
 泊の緊急時対策所は、運転操作に関する設備ではないため、作業用照明(運転保安灯及び無停電運転保安灯)を設置していないが、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えた室内照明を設置していることから電源系統図に記載。
 女川は2.2項に記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

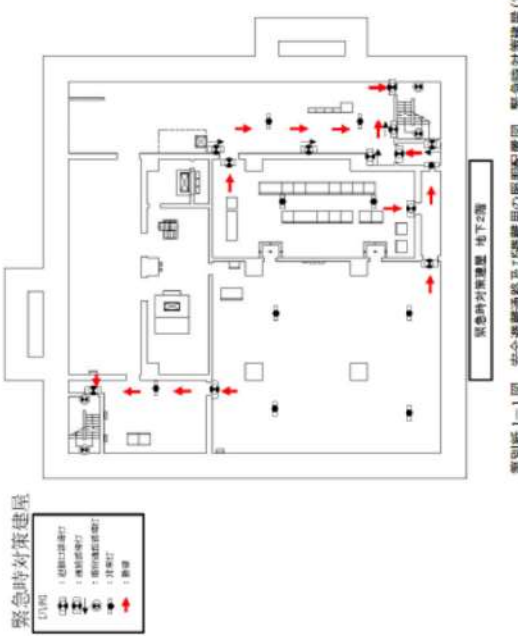
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>緊急時対策建屋</p> <p>11条一別紙1-2</p> <p>緊急時対策建屋 1階</p> <p>第別紙1-1図 安全避難通路及び避難用の照明配置図 緊急時対策建屋(1/3)</p>	 <p>緊急時対策所 階下階下図</p> <p>11条一別紙1-2</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■記載方針の相違 (女川に記載統一) <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■設備の相違 <p>緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。</p> <p>女川の緊急時対策建屋は地上1階、地下2階構造に対し、泊は地上1階構造で2棟ある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>緊急時対策建屋 地下1階</p> <p>別紙1-1-1 図 安全避難通路及び避難用の器具配置図 緊急時対策建屋 (2/3)</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>11条-別紙1-3</p>	 <p>緊急時対策建屋 避難待合区域</p> <p>別紙1-2-2 図 安全避難通路及び避難用の器具配置図 (2/2)</p> <p>【11条】</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違</p> <p>緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。</p> <p>女川の緊急時対策建屋は地上1階、地下2階構造に対し、泊は地上1階構造で2棟ある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																								
<p style="text-align: right;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号及び4号炉 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について 誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律第186号、以下「消防法」という）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）および消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省令第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に通路誘導灯や避難口誘導灯を設置する。</p> <p>これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。大阪3号及び4号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="100 817 656 1021"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>C級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型等があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。</p> <p>なお、誘導灯は換気空調の利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。</p> <p>大阪3号及び4号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1に示す。</p>	区分		距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	通路誘導灯	C級	15	A級	20	B級	15		C級	10			<p>【大阪】 ■記載方針の相違 泊は女川に記載を合わせた結果、別紙1に記載した。</p> <p>【女川】 ■設備の相違。 緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。 女川の緊急時対策建屋は地上1階、地下2階構造に対し、泊は地上1階構造で2棟ある。</p>
区分		距離（メートル）																									
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																								
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																								
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																								
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																								
通路誘導灯	C級	15																									
	A級	20																									
	B級	15																									
	C級	10																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：交流 100V 消費電力：1.4W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 電圧：直流 2.4V 消費電力：1.4W 点灯時間：20分間以上 <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯等の設置に関する規格基準等について 建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。 また、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。 これら非常灯等の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL 5501）に適合しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がなされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	 <p>(a) 避難口誘導灯</p>  <p>(b) 通路誘導灯</p>  <p>(c) 階段通路誘導灯</p>  <p>(d) 非常灯</p> <p>第別紙1-2図 避難用の照明装置</p> <p>11条-別紙1-5</p>	 <p>避難口誘導灯</p>  <p>・非常灯（バッテリー内蔵LEDランプ） ・緊急時対策所室内照明装置（バッテリー内蔵LEDランプ）</p> <p>第別紙1-3図 避難用の照明装置、緊急時対策所室内照明装置</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 泊は女川に記載を合わせた結果、別紙1に記載した。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。 泊の緊急時対策所内の室内照明は、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備えている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧 : 交流 200V ・ 消費電力 : 40W <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電圧 : 直流 7.2V ・ 消費電力 : 40W ・ 点灯時間 : 30 分以上 <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具に内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する、もしくは電源供給元を常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>また、中央制御室天井照明については、設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認することで、中央制御室内の下部に設置された上位クラスの施設である主盤等に対して、波及的影響を及ぼさないことを応力解析評価等により行なう。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は女川に記載を合わせた結果、別紙1に記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (1)</p> <p>11条-別紙2-1</p>	<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (1)</p> <p>11条-別紙2-1</p>	<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (1/11)</p> <p>11条-別紙2-1</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (2)</p> <p>11条-別紙2-2</p>	<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (2)</p> <p>11条-別紙2-2</p>	<p>別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (2/11)</p> <p>11条-別紙2-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>11条-別紙2-3</p>	<p>11条-別紙2-4</p>	<p>11条-別紙2-3</p>	<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

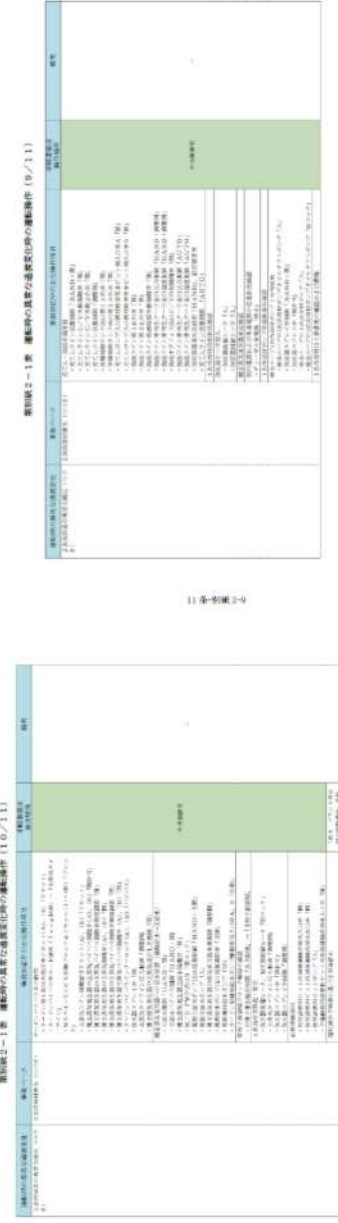
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																
	<p>図11-10 運転時の異常な過渡変化時の運転操作（注1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（注）</td> <td>（注）</td> <td>（注）</td> <td>（注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>11-1-10図 2-5</p>	異常発生時	異常発生時	異常発生時	異常発生時	（注）	（注）	（注）	（注）	<p>図11-10 運転時の異常な過渡変化時の運転操作（注1）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> <th>異常発生時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（注）</td> <td>（注）</td> <td>（注）</td> <td>（注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>11-1-10図 2-6</p>	異常発生時	異常発生時	異常発生時	異常発生時	（注）	（注）	（注）	（注）	<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
異常発生時	異常発生時	異常発生時	異常発生時																
（注）	（注）	（注）	（注）																
異常発生時	異常発生時	異常発生時	異常発生時																
（注）	（注）	（注）	（注）																


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
		<p>表別紙 2-1-1 第 1 書 運転時の異常な進展型化炉の運転操作 (7 / 11)</p> <p>11 条-別紙 2-7</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
		<p>表別紙 2-1-1 第 1 書 運転時の異常な進展型化炉の運転操作 (8 / 11)</p> <p>11 条-別紙 2-8</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
			<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
		 <p style="text-align: center;">11-5(別紙2)1</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

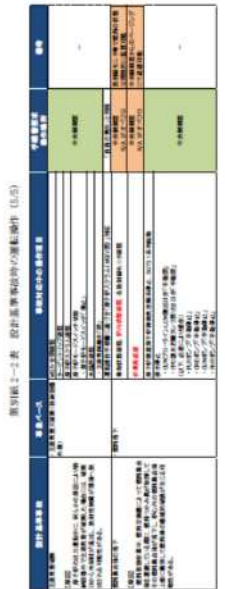
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由																		
	<p>11 条-別紙 2-6</p> <p>別紙 2-2 表 設計基準適合性の運転操作 (1/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所 3 / 4 号炉</th> <th>女川原子力発電所 2 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準適合性</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	設計基準適合性	適合	適合	運転操作	運転操作	運転操作	<p>11 条-別紙 2-12</p> <p>別紙 2-2 表 設計基準適合性の運転操作 (1/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所 3 号炉</th> <th>女川原子力発電所 2 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準適合性</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	項目	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	設計基準適合性	適合	適合	運転操作	運転操作	運転操作	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉																			
設計基準適合性	適合	適合																			
運転操作	運転操作	運転操作																			
項目	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉																			
設計基準適合性	適合	適合																			
運転操作	運転操作	運転操作																			
	<p>11 条-別紙 2-7</p> <p>別紙 2-2 表 設計基準適合性の運転操作 (2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>大飯発電所 3 / 4 号炉</th> <th>女川原子力発電所 2 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準適合性</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	設計基準適合性	適合	適合	運転操作	運転操作	運転操作	<p>11 条-別紙 2-13</p> <p>別紙 2-2 表 設計基準適合性の運転操作 (2/1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>泊発電所 3 号炉</th> <th>女川原子力発電所 2 号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計基準適合性</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> <td>運転操作</td> </tr> </tbody> </table>	項目	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	設計基準適合性	適合	適合	運転操作	運転操作	運転操作	
項目	大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉																			
設計基準適合性	適合	適合																			
運転操作	運転操作	運転操作																			
項目	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉																			
設計基準適合性	適合	適合																			
運転操作	運転操作	運転操作																			

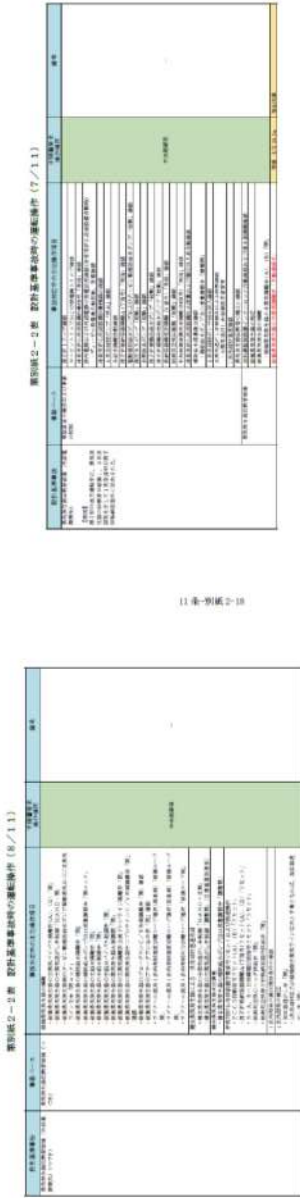
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>11条一部別紙2-9</p> <p>11条一部別紙2-9</p>	<p>11条一部別紙2-14</p> <p>11条一部別紙2-15</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

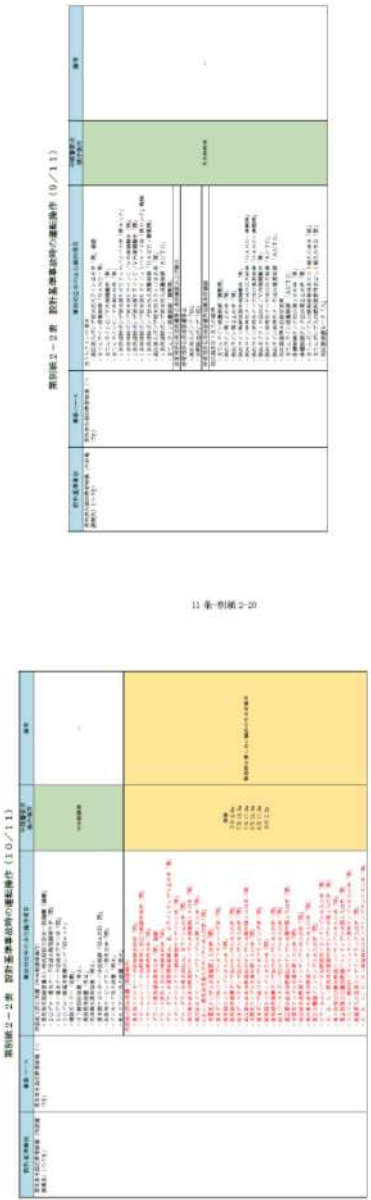
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
	<p>11 条一節第 2-10</p> <p>図別紙 2-10 表 設計基準適合性の運転操作 (11/11)</p>  <p>11 条一節第 2-10</p>	<p>11 条一節第 2-16</p> <p>図別紙 2-16 表 設計基準適合性の運転操作 (6/11)</p>  <p>11 条一節第 2-16</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

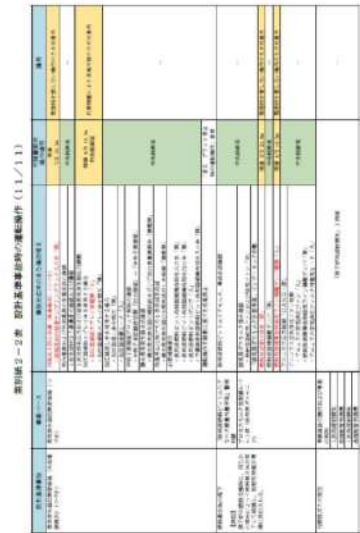
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p>11条-別紙2-18</p> <p>11条-別紙2-19</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
		 <p>11 条-9 図 2-20</p> <p>11 条-9 図 2-21</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制 御室での操作要否の差で あるが、必要な現場操作 抽出の考え方は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p style="text-align: center;">11条-明細書-22</p>	<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

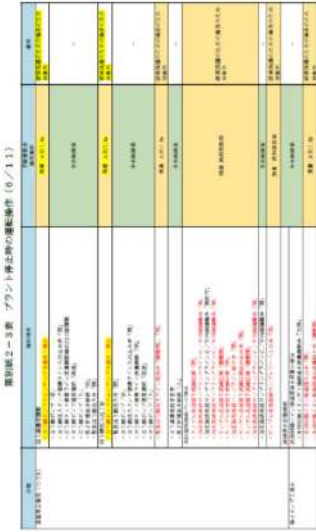
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p style="text-align: center;">11条-別紙2-11</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="824 177 1196 683"> <p style="text-align: center;">別紙2-3表 プラント停止時の運転操作 (1/1)</p> </div> <div data-bbox="824 863 1196 1385"> <p style="text-align: center;">別紙2-3表 プラント停止時の運転操作 (2/1)</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">11条-別紙2-23</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1464 161 1814 687"> <p style="text-align: center;">別紙2-3表 プラント停止時の運転操作 (1/1)</p> </div> <div data-bbox="1464 823 1814 1350"> <p style="text-align: center;">別紙2-3表 プラント停止時の運転操作 (2/1)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">11条-別紙2-24</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

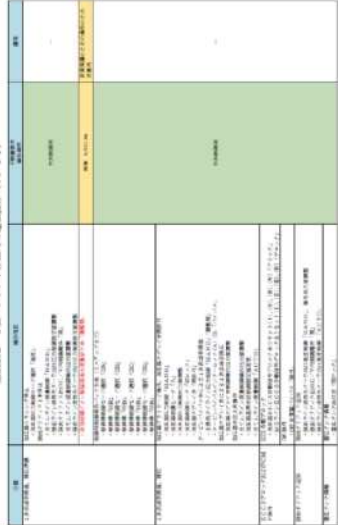
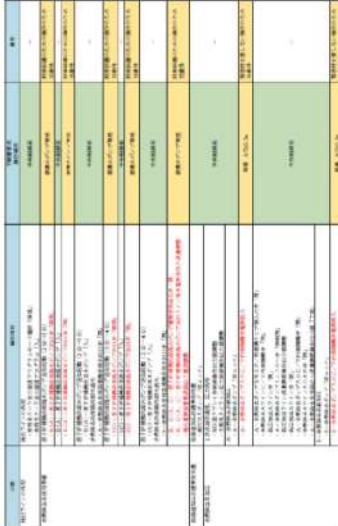
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>11条-別紙2-13</p>	<p>11条-別紙2-13</p> <p>11条-別紙2-14</p>	<p>11条-別紙2-25</p> <p>11条-別紙2-26</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p data-bbox="786 331 808 614">別添2-3表 プラント停止時の運転操作 (6/6)</p>  <p data-bbox="965 836 1070 852">11条-別添2-15</p>	<p data-bbox="1458 300 1480 550">別添2-3表 プラント停止時の運転操作 (6/11)</p>  <p data-bbox="1615 756 1697 772">11条-別添2-27</p>  <p data-bbox="1615 1426 1697 1442">11条-別添2-28</p>	<p data-bbox="1966 172 2168 316">■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">印刷版2-3第 3章 プラント停止時の運転操作 (7/11)</p>  <p style="text-align: center;">11-印刷版2-3</p>	<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
		<p style="text-align: center;">印刷版2-3第 3章 プラント停止時の運転操作 (8/11)</p>  <p style="text-align: center;">11-印刷版2-3</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	差異理由
		<p style="text-align: center;">11 条-別紙 2-31</p> <p style="text-align: center;">11 条-別紙 2-32</p>	<p>■設備の相違、 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		 <p style="text-align: center;">11条-参照2-02</p>	<p>■設備の相違。 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p style="text-align: right;">別添資料3</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">泊原子力発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: center;">■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>11条 安全避難通路等</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源。</p> <p>「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮しても良い。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源の確保</p> <p>外部電源喪失時におけるタンクローリー一機の給油の際に可搬型照明を使用する。</p> <p>現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合の仮設照明による対応</p> <p>外部電源喪失時および全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を設置する。</p> <p>可搬型照明の配備</p> <p>作業用照明を設置（内蔵電池から給電）</p>	<p>11条 安全避難通路等</p> <p>設置許可基準規則第11条第三号 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源（解釈） 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、発電用原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明（可搬型）の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に作業が必要な場所 安全施設が安全機能を損なわないために作業が必要な場所</p> <p>設計基準事故が発生した場合、安全施設が安全機能を損なわないために用いる照明及びその専用の電源を確保すること。</p> <p>仮設照明による対応ができること。 （現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合）</p> <p>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を作業場所へ設置する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機から電力を供給する非常用照明、非常用照明兼直流照明及び直流照明の設置</p> <p>緊急時対策用の作業及び緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に必要な可搬型照明を配備</p> <p>【仮設規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（下位文書含む） 緑：核物質防護規定（下位文書含む）</p> <p>【添付六、八への反映事項】 <input type="checkbox"/>：添付六、八に反映 <input type="checkbox"/>：当該条文中に関係しない (他条文中での反映事項他)</p> <p>11条-別添-1</p>	<p>11条 安全避難通路等</p> <p>設置許可基準規則第11条第三号 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源（解釈） 「可搬型照明が安全機能を損なわないために作業が必要な場所」</p> <p>設計基準事故が発生した場合、安全施設が安全機能を損なわないために用いる照明及びその専用の電源を確保すること。</p> <p>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を作業場所へ設置する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機から電力を供給する非常用照明兼保安灯の設置</p> <p>仮設規制による対応ができること。 （現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合）</p> <p>緊急時対策用の作業及び緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に必要な可搬型照明を配備</p> <p>【仮設規制との対応】 工：工認（基本設計方針、添付書類） 保：保安規定（下位文書含む） 緑：核物質防護規定（下位文書含む）</p> <p>【添付六、八への反映事項】 <input type="checkbox"/>：添付六、八に反映 <input type="checkbox"/>：当該条文中に関係しない (他条文中での反映事項他)</p> <p>11-別添-1</p>	<p>女川は、緊急時対策建屋の非常用照明が機能喪失した場合のために可搬型照明を備えているためその旨整理されている。</p> <p>泊は、無停電運転保安灯は設置されていないが、無停電運転保安灯と同等の専用の内蔵電池を備える室内照明を設置しているため、女川に記載統一した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		差異理由
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</div> 設置許可基準対象条文	区分	対象項目	対象条文	設置許可基準対象条文	対象項目	対象条文
	運用・手順 体制 保守管理 教育・訓練 運用・手順 体制 保守管理 教育・訓練	作業用照明を設置 可搬型照明を設置	第11条 安全避難通路等	第11条 安全避難通路等	第11条 安全避難通路等	11-別添-2
運用対策等	— — 作業用照明に要求される機能を維持するため、定期的な点検や交換を実施するとともに、機能喪失時においては補修を行う。 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。 可搬型照明は、予め定められた所定の箇所に保管することとしており、必要時、迅速に使用するとともに、数量管理を行う。 — 可搬型照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、機能喪失時においては補修を行う。 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練	運用・手順 体制 保守・点検 教育・訓練
			運用、手順に係る対策等（設計基準） 非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明の設置 可搬型照明の配備 緊急時対策所で用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。 員数確認及び点検確認	運用、手順に係る対策等（設計基準） 運転保安灯及び夥伴電運転保安灯の設置 可搬型照明の配備 緊急時対策所で用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。 員数確認及び点検確認	運用、手順に係る対策等（設計基準） 可搬型照明の配備 緊急時対策所で用いる可搬型照明は、必要時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。 ・乾電池については、交換周期を定めて維持管理する。 員数確認及び点検確認	■記載内容の相違。 泊は作業用照明の補修担当者～保守管理に関する教育を行う。また、可搬型照明を使用する運転員、緊急時対策所で作業を行う初動対応要員・参集要員に対し、使用方法・保管場所を教育・訓練を行う。